

第61回

地方の若手弁護士に聞く

～拡大版! 熊本県弁護士会協同組合青年部会 編～

新進会員活動委員会委員 藤実 正太 (66期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に開催しています。今回は、拡大版第4弾として、熊本県弁護士会協同組合青年部会の方々に熊本県の若手弁護士の実情や業務拡大への取組みを伺いました。

——熊本県弁護士会協同組合青年部会とはどのような団体ですか。

熊本県弁護士会協同組合青年部会は、2013年に発足したばかりの新しい団体です。熊本県弁護士会の中には、中小企業法律支援センター委員会という、中小企業支援に取り組む委員会があるのですが、中小企業との交流の場を広げるため、各業界団体の青年部会が加入している、熊本県中小企業団体中央会という組織に、青年部会を作って入ったらどうかということになりました。そこで、2013年、熊本県弁護士会協同組合から青年部会を設立することの承認を受け、発足しました。中央会に入るための会費は協同組合が負担しています。現在、所属している会員は名簿上51名おり、日常的な連絡はメーリングリストを用いて行っています。規約上、45歳までの年齢制限を設けており、主に60年代の弁護士で構成されています。熊本県弁護士会の総会員数が256名(2015年4月1日時点)であることから、若手弁護士の相当数が当青年部会に参加していると言えます。

また、青年部会会員個人の会費負担等はなく、上記委員会に加入していなくても入れるため、加入条件は厳しくありません。毎年、新入会員に声をかけをしたり、FAX等により、5月にある総会の前に出席者を募る形で加入者を募集しています。

——どのような活動をしているのですか。

当青年部会では、熊本県中小企業団体中央会の青年部の総会に会長や理事が行ったりするほか、同中央会に所属している熊本県みそ醤油組合青年部会、熊本青果食品商業協同組合青年部、熊本輸送団地協同組合青年部、山鹿市管工事業協同組合青年部会などの他の業界団体の青年部と個別に連絡を取り合っており、お互いの業界についての説明をしたり、意見交換をしたりする勉強会を開いています。当青年

部会からは、各業界が抱えている法律関係の問題点について事前に準備してお話ししたりしています。また、その後必ず飲み会を開いています。毎年、各青年部対抗のボウリング大会も開かれています。

他の青年部から弁護士側に勉強会をさせて欲しいという要請がされることはかなり多いです。同じ青年部とは、当青年部会がお話しする機会と、相手の青年部がお話しする機会とに分けて、最低2回は勉強会を開きます。勉強会を開くきっかけは、例えばボウリング大会の後の懇親会でお話はずんで、今度勉強会をやりませんか、と誘ってもらったりすることが多いです。そのような勉強会を、過去2年間で5、6団体と行っています。

弁護士側からは、債権回収や契約関係、使用者側からの労働・雇用関係についてお話しすることが多いです。

——熊本の若手弁護士の業務状況はいかがでしょうか。

●法律相談

熊本県では、弁護士会の法律相談には、研修を受講さえすれば、弁護士登録した1年目から入ることができます。ただし、名簿が半年ごとに作成されるので、実際には登録して半年後からとなります。もっとも、法律相談の稼働率は低い状況です。

●刑事事件

国選弁護事件が、平日では3か月に1回程度、おおむね年4回程度回って来ます。また、それとは別に、休日に国選待機日が設定されており、それが年2回程度回って来ます。東京のように、弁護士で国選事件を取り合うようなことはありません。

国選とは別に、当番弁護士制度についても2～3か月に1回程度待機日があり、国選対象外の事件を日弁連の援助を利用するなどして私選で受任できることもあります。

●破産管財人

破産管財人については、破産管財人名簿があり、1年目の弁護士でも名簿に登録すること自体はできます。東京のような破産申立の件数などの要件はありません。ただ、弁護士登録後3年目以降でないと、実際には選任されません。また、事務所単位での管財人受任件数なども考慮されているように思います。



熊本県弁護士会協同組合青年部会の皆さんと

—— 熊本県弁護士会での若手弁護士に対する支援制度の状況について聞かせて下さい。

まず、少人数制メーリングリストという制度があります。これは、弁護士登録して5年目以上の弁護士と、5年目までの若手の弁護士との、比較的少ない人数同士でメーリングリストに登録し、若手の弁護士が何でも相談できるように設けたメーリングリストです。実際には、若手の弁護士からの質問に、他の若手の弁護士が答えたりもしています。

また、チューター制度といって、若手の弁護士とベテランの弁護士を結びつけて、共同受任するという制度でもできました。法曹養成研修委員会が両者をマッチングし、共同で受任してもらうというものです。

もっとも、熊本県弁護士会では、日常的に若手の弁護士とベテランの弁護士とが、委員会等を通じて、事務所とは関係なく繋がる機会が多くありますので、そういった意味で、制度化されていない手厚いつながりがあります。

なお、若手弁護士に対する会費の減免措置については、登録して1、2年目は減額されているものの、3年目からは通常通りの会費を支払っています。弁護士健保がないため、国民健保の保険料のほうが高いぐらいです。

—— 若手弁護士の就職状況・勤務状況はいかがですか。

●就職状況

今のところ、熊本の修習生で熊本で就職しようとしたのに、就職できなかった人がいると聞いたことはありません。集合修習までに就職先が決まっていない修習生がいれば、修習委員会で話を聞いたりして、最終的には全員就職できているようです。もっとも、他県で修習していて熊本で就職するという希望がかなわず即独をした人はいます。

●勤務状況

もちろん事務所ごとに様々ですが、雇用形態としては、当初は事務所から給料をもらう勤務弁護士が多いです。個人受任は基本的にOKであり、むしろ積極的に自分で事件を取ってくるようにとの方針を持っている事務所が多いように思います。もっとも、個人受任を禁止している事務所もあります。

一般的には、熊本県では、イン弁が事務所から給料をもらい続けるより、個人でも事件を受任し、個人で生計を立てる方が早いし、それが通常であると思います。

また、毎月数十万円までの最低保証額を保証し、収入がそれに満たなければその保証額までは事務所が補填するものの、それ以上の収入があれば、その何%かを事務所に入れる、という最低保証制を採っている事務所も多い印象です。ただし、ボス弁が事件を共同受任して報酬を折半することで調整して事実上保証してくれることが多いです。

●インハウスローヤーについて

熊本県内には、現在インハウスローヤーはいません。仮に潜在的需要があるとしても、あまり具体的な動きにはなっていないのが現状と思われます。弁護士会でも、インハウスに関わっている委員会はあるものの、インハウス部会のような独自のものはありません。

—— 今後、業務拡大の必要性についてどうお考えですか。

熊本県にも、中小企業はたくさんあるものの、顧問弁護士が就いている企業はそれほど多くはありません。企業が弁護士を必要とする場合、多くは口コミで法律事務所を探したり、商工会議所等を経由して、最終的に弁護士にたどりついているようです。

今後、青年部会の活動により、さらにそのような中小企業に対する業務拡大等にもつながっていただければと思います。

終わりに

熊本県弁護士会にはまだ古き良き弁護士会の姿が残されている一方で、他の業界団体の青年部との交流のため、弁護士協同組合青年部会を発足させ、他の業界団体の青年部と相互に勉強会を開催し合い、弁護士側から情報提供をするだけでなく、弁護士側が他の業界の実務を知る機会を設けていることが印象的でした。互いに教えあうことで、弁護士も他の業界のことを知り、中小企業の実態を把握する機会を持つことができます。このような熊本県における弁護士会や弁護士協同組合の取組みは、当会においても、顧問獲得等の業務拡大に繋がっていくヒントを見いだすことができるように思われました。

今後も様々な弁護士会の若手弁護士と交流し実情を伺ってご報告したいと思います。